

判例研究

宗教法人の名称使用の自由

最高裁判平成一八年一月二〇日第二小法廷判決（名称使用差止等請求事件、最高裁判平成一七（受）五七五号、上告棄却）民集六〇巻一号一三七頁

田 近 肇

【事実の概要】

原告・宗法人「天理教」（X）は、奈良県天理市に本部を置く、著名な宗法人である。

被告・宗法人「天理教豊文教会」（Y）は、天理教管長の同意を得て、大正一四年六月に長野県知事の許可を受けて設置された「天理教豊文宣教所」をその前身とする。なお、「豊文宣教所」の「豊文」は、所在地の地名であった「長野県諏訪郡豊田村文出」に由来している。昭和二八年七月になって、Yは、Xと宗法人法に基づく被包括関係を結び、被包括宗法人「天理教豊文分教会」として設立された。昭和四七年、現在の代表役員であるAがYの代表役員に就任したが、AはXの定める天理教教規は教祖である中山みきの教えとは異なったものであるとの確信を抱くに至り、平成一三年七月三日、Yは、Xに対して被包括関係の廃止を通知し、平成一五年四月一六日、被包括

関係の廃止に係る規則変更の認証を長野県知事から受けた。Yは、Xとの被包括関係の廃止後も、中山みきの教えを記した教典に基づいて宗教活動を継続的に行っている。なお、Yは、現在収益事業を行っておらず、近い将来これを行う予定もない。

その後、Xは、Yが被包括関係廃止後も「天理教」の語を含む名称を使用していることが不正競争防止法第二条一項一号及び二号所定の不正競争行為に該当し、また、Xの宗教上の人格権である名称権を侵害する行為であるとして、名称使用の差止め及び名称の抹消登記手続を請求する訴訟を提起した。

第一審判決（東京地判平成一六年三月三〇日判時一八五九号一三五頁）は、不正競争防止法を適用してXの請求を認容したが、控訴審判決（東京高判平成一六年一二月一六日判時一九〇〇号一四二頁）は、同法の適用を否定し、またYの行為はXの名称権を違法に侵害するものではないとして、第一審判決を取

り消し、請求を棄却したため、Xが上告した。

【判旨】 上告棄却

「不正競争防止法は、営業の自由の保障の下で自由競争が行われる取引社会を前提に、経済活動を行う事業者間の競争が自由競争の範囲を逸脱して濫用的に行われ、あるいは、社会全体の公正な競争秩序を破壊するものである場合に、これを不正競争として防止しようとするものにはかならない」から、「そもそも取引社会における事業活動と評価することができないようなものについてまで、同法による規律が及ぶものではない」。「これを宗教法人の活動についてみるに、宗教儀礼の執行や教義の普及伝道活動等の本来的な宗教活動に関しては、……取引社会における事業活動と評価することはできず、同法の適用の対象外であると解するのが相当である」。

「宗教法人も人格的利益を有しており、その名称がその宗教法人を象徴するものとして保護されるべきことは、個人の氏名と同様であるから、宗教法人は、その名称を他の宗教法人等に冒用されない権利を有」する。「他方で、宗教法人は、その名称に係る人格的利益の一内容として、名称を自由に選定し、使用する自由（以下「名称使用の自由」という）を有」し、「宗教法人の名称使用の自由には、その教義を簡潔に示す語を冠した名称を使用することも含まれるものといふべきである。そして、ある宗教法人（甲宗教法人）の名称の保護は、他方において、他の宗教法人（乙宗教法人）の名称使用の自由の制約を伴うこととなるのであるから、上記差止めの可否の判断に当たっては、

乙宗教法人の名称使用の自由に対する配慮が不可欠となる」。

「したがって、甲宗教法人の名称と同一又は類似の名称を乙宗教法人が使用している場合において、当該行為が甲宗教法人の名称を冒用されない権利を違法に侵害するものであるか否かは、乙宗教法人の名称使用の自由に配慮し、両者の名称の同一性又は類似性だけでなく、甲宗教法人の名称の周知性の有無、程度、双方の名称の識別可能性、乙宗教法人において当該名称を使用するに至った経緯、その使用態様等の諸事情を総合考慮して判断されなければならない。」

【研究】

一 総 説

営利会社の商号について「不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用」することを禁ずる規定が会社法に置かれている（第八条）のとは異なつて、宗教法人法には、宗教法人の名称に関する規定は存在しない²。このように宗教法人法に名称の制限に関する規定が設けられなかったのは「仏教において同じ寺号山号をもっているものも沢山あり法でこれを制限することは行き過ぎにわたるので制限しなかつた」という理由によるようである³。

それゆえ、従来、宗教法人法の概説書・注釈書では、宗教法人の名称について、「既存の法人と誤認されるような名称、『何々庁』のごとく国の機関などと誤認されるようなものは避けて、法人の実態に即した名称を使用すべきである」としつつも、「他の法令における名称使用の禁止規定に触れない限り、その名称

使用に制限はない」と説かれてきた。そして、行政実例も、「名称問題は、宗教上の事項に係る問題であり、当事者間の話し合いによる解決が基本であるが、話し合いによる解決がつかない場合には、所轄庁は規則変更の認証申請書類に不備がなければ認証してさしつかえない」と解してきたのである。

二 法律上の争訟性

この行政実例の説明からも伺えるように、まず、本件のような訴訟がそもそも法律上の争訟に当たるといふ問題提起を提起することができ、この点は、本件でも第一審及び控訴審の段階で争われた。周知のように、裁判所の審査権の対象は、裁判所法第三条に規定する「法律上の争訟」に限られ、「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的な権利義務関係ないし法律関係の存否に関する争争であつて、法令の適用により終局的に解決することができるものという理解されている。そして、宗教上の教義の解釈にわたる事項等それ自身が訴訟の対象となっている場合には、「法律上の争訟」には当たらず、訴訟が法律関係に関する争争の形式をとっている場合であつても、教義上の判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものであり、紛争の核心となつている場合には、法律上の争訟に当たらないとされる。

本件のような訴訟でも、訴訟物それ自体は不正競争防止法または宗教法人の人格権に基づく差止め等の請求権の存否であるが、宗教団体の名称はその宗教の教義上の主張や立場と密接な関連性を有し、これを象徴的に表している場合が少なくないこ

とから、教義上の判断が前提問題として付随することがある。そうした場合に、法律上の争訟に当たるといふかが問題となるが、本件と類似の過去の裁判例をみると、法律上の争訟に当たるとした裁判例と当たらないとした裁判例とが存在する。

後者の例として、尺間大社事件（大分地判昭和六一年二月二四日判時一二三八号一二五頁）を挙げることができる。この事件は、宗教法人「尺間社」の氏子が宗教法人「尺間総本宮元宮霊峰尺間大社」に対してその名称使用の差止めを求めた事例である。本件で大分地裁は、「本件名称使用などが、原告らの尺間神社に対する崇敬心を侵害するものであるか否かの判断をするには、本件名称に対する宗教上の評価、被告尺間大社及び尺間神社の教義、由来に対する判断が不可欠」であり、本件訴えは「法律上の争訟」に当たらないとした。この事件は、単純な名称使用の差止め請求事件ではなく、尺間信仰の由来や神社としての格付けといったまさしく教義上の争いが訴訟の核心となつていた事案であつて、結局、「その実質において」法律上の争訟に当たらないと判断されたということであろう。

これに対し、東本願寺派事件（東京地決昭和六三年一月一日判時一二九七号八一頁）は、宗教法人真宗大谷派（通称・東本願寺）が、その門首の長男が宗派を離脱して宗教団体「浄土真宗東本願寺派」を設立したことに対して、その名称使用差止めの仮処分を求めた事例である。これに対して、東京地裁は、「東本願寺派」の名称の使用が真宗大谷派の名称権の侵害に当たるといふ判断に当たっては、「宗教上の教義の争いについて判断する必然性があるわけではない」として、「債務者の生立・

経歴・身分など」の事情をもとに、名称使用の相当性を肯定する決定を下している。

宗教問題が前提問題として付随している紛争の処理に関する判例には、二つの系列の判例が存在するという指摘がなされることがある。第一の系列は、種徳寺事件（最三小判昭和五年一月一日民集三四卷一頁）及び本門寺事件（最判昭和五年四月一〇日判時九七三号八五頁）にみられるような、「訴訟物が法律上のものであって、教義上の判断に立ち入ることなく審理・判断することが可能であれば、本案判断をする」というものであり、第二の系列は、板まんだら事件、蓮華寺事件（最判平成元年九月八日民集四三卷八号八八九頁）及び日蓮正宗管長事件（最三小判平成五年九月七日民集四七卷七号四六六七頁）にみられるような、「前提問題として教義上の判断に立ち入らざるをえない場合には、その訴訟は実質的に法律上の争訟に当たらないとする」ものである。

本件では、裁判所は一貫して、本件訴訟を「法律上の争訟」として扱っている。結局、この種の訴訟が「法律上の争訟」として扱われるかどうかは、後行宗教法人が先行宗教法人と同一又は類似の名称を使用することの相当性を判断するに際して、どういった事情を考慮するかに依存することになるが、最高裁が挙げる考慮要素（控訴審判決も同じような要素を挙げる。）は、一般論としていえば、いずれも教義上の判断に立ち入ることなく審理・判断することが可能な事柄だということができよう。それゆえ、裁判所としては、種徳寺事件及び本門寺事件における処理と同じく、教義上の判断に立ち入ることなく審理・

判断することが可能である以上、その訴訟は「法律上の争訟」であるとして、本案判断に及んだということであろう。

三 不正競争防止法の適用の有無

宗教法人の名称に不正競争防止法の適用があるかどうかは、それ自体としては同法の解釈の問題であって、直接に憲法問題を含んでいるわけではない。しかし、宗教法人の経済行為をどのような性質のものとして理解するかという興味深い問題が含まれているため、この点についても触れておきたい。

これまで裁判例は、不正競争防止法第一条にいう「事業」並びに第二条一項一、二号及び第三条にいう「営業」の概念を広く解してきた。すなわち、同法にいう「営業」とは、「単に営利を目的とする場合のみならず、広く経済上その収支計算の上に立つて行われるべき事業をも含む」と理解され、スポーツの普及事業、音楽文化の普及事業、教育事業といった非営利事業は、いずれも「事業」ないし「営業」に当たるとされてきた。本件の第一審判決が「宗教法人の業務及び事業は、いずれも広く経済上その収支計算の上に立つて行われるもの」であるから、宗教法人であることの一事をもって不正競争防止法が適用されないということはできないと判示しているのは、そうした裁判例に倣ったものである。

これに対し、控訴審判決は、不正競争防止法の適用を否定するに際して、宗教法人の経済行為の特性に着目した立論を行っている点が注目される。すなわち、不正競争防止法にいう「事業」ないし「営業」に含まれる非営利事業とは、「役員又は商品

を提供してこれと対価関係に立つ給付を受け、これらを収入源とする経済取支上の計算に基づいて行われる非営利事業」に限られるところ、「宗教法人の本来の業務である宗教活動は、教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを内容とするものであり、収益を上げることが目的とするものではなく、信者の提供する金品も、寄付の性格を有するものであって、宗教活動と対価関係に立つ給付として支払われるものではない」と。

宗教法人の経済行為に係るこのような理解が、宗教活動における金銭の授受が単なる財貨の移転というだけでなく、信仰や教義と密接にかかわる宗教行為という側面も有しているという点に対する配慮によるものであることはいうまでもない。こうした理解は、以前からなされてきた理解であって、一般的には宗教法人の自己理解とも合致するものかもしれない。

しかし、他方で、学説上、宗教活動における金銭の授受についても、その宗教行為としての側面を承認しつつも、「経済的な財貨移転の側面を實質に即して意思表示や法律行為として構成」し、「『供養料』『祈祷料』が信心と結びついてはいても、僧侶らによる供養、祈祷、祈願という宗教的サービスの提供と何らかの対価関係(謝礼)にたつような場合、売買・委任・雇用・請負など、どれに近いかによって、一種の有償の宗教的取引や無名契約と構成」すべきだという主張がなされてきた。この見解は、信者による金銭の提供と宗教団体による宗教的役務の提供とが対価関係にたつと考えることにより、さらには、宗教活動に伴う金銭の授受も特定商取引に関する法律や消費者保護条

例¹⁹の適用を受ける「取引」であると説くのである。²⁰

宗教法人の宗教活動に伴う経済行為について、本件で控訴審判決が説くところは、一見したところ、一般的に対価関係の存在を否定しているように読めなくもない。しかしながら、ここで問題となっているのは、「事業者間の公正な取引秩序を形成し、その公正な競争を確保する」ため不正競争防止法の規律を適用すべき事業かどうかなのであって、ここで決定的なのは、対価関係の有無よりはむしろ、そもそも宗教法人の宗教活動について「不正な競争による顧客の獲得」ということを観念するかどうかであろう。

それゆえ、この問題については、最高裁が判示するように、不正競争防止法による規律が及ぶのは「取引社会における事業活動」と評価することができるものに限られるところ、宗教法人の「宗教儀礼の執行や教義の普及伝道活動等の本来的な宗教活動」は「自由競争が行われる取引社会を前提」とする事業活動と評価することができないから、不正競争防止法の適用の対象外であるという方が正確であろう。そして、後行宗教法人が「宗教儀礼の執行や教義の普及伝道活動等の本来的な宗教活動」のみを行い、「現在収益事業を行っておらず、近い将来これを行う予定もない」という本件の事実関係の下では、不正競争防止法の適用を否定した最高裁の判断は正当であったと思われる。

四 名称権

個人の氏名権について、最高裁判所はかつて、韓国人氏名日本語読み事件(最三小判昭和六三年二月一六日民集四二卷二号

二七頁)において、「氏名は、……人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一部分を構成する」と述べ、個人の氏名権が人格権の「内容として法的な保護を受けることを承認した。今日、民法学では、自らの氏名を正確に呼称される権利までもが氏名権の内容として含まれるかどうかはともかく、少なくとも「自己の氏名を独占的排他的に使用することができる権利」という意味での氏名権が人格権として保護されるという点では一致をみているようである。そして、人格権としての氏名権の侵害に対しては、損害賠償による救済のほか、「人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」と判示した「北方ジャーナル」事件(最大判昭和六一年六月一日民集四〇巻四号八七二頁)からの類推によつて、差止めによる救済を受けることができると考えられている。そして、このように民法学で論じられてきた氏名権について、憲法学の立場から、「人格的生存に不可欠な利益」として、憲法第一三条が保障する幸福追求権の「内容として理解することができる」と説く見解もみられる²⁴⁾。

法人がこの氏名権を享有するかどうかについては、民法学は、「氏名権の認められることはいうまでもない」と理解してきた。本件で最高裁が「宗教法人も人格的利益を有しており、その名称がその宗教法人を象徴するものとして保護されるべきことは、個人の氏名と同様である」と述べるのは、そうした見解に沿うものであろう。憲法学の立場から氏名権を幸福追求権の一

内容として構成する場合であっても、法人(団体)が享有する人権の範囲について人格的なものも含まれうるといふ立場をとれば、法人も憲法第一三条により保障される氏名権を享有するといふ理解も、あるいは可能なかもしれない。

ともあれ、本件最高裁判決は、宗教法人がその名称について、「名称を自由に選定し、使用する自由」及び「その名称を他の宗教法人等に冒用されない権利」を有し、後行宗教法人が先行宗教法人と同一又は類似の名称を使用しようとする場合、先行宗教法人の「名称を冒用されない権利」と後行宗教法人の「名称を自由に選定し、使用する自由」との調整が必要となるとして、宗教法人の場合、その名称にはその宗教の教義上の立場・主張を簡潔に示す語が用いられることが多いため、先行宗教法人の名称の保護を理由に、後行宗教法人の名称使用の自由を制限することは、後者の宗教活動に対する不当な制限となるおそれがあり、これこそが宗教法人法が名称制限規定を置かなかつた理由であると説く。そのうえで、最高裁は、このような宗教法人法の趣旨を踏まえ、先行宗教法人の名称と後行宗教法人の名称とが同一又は類似であるといふ一事をもつて先行宗教法人による差止請求を認めるべきではなく、後行宗教法人の名称使用行為が先行宗教法人の名称を冒用されない権利を違法に侵害するものであるか否かは、後行宗教法人の名称使用の自由に配慮し、両者の名称の同一性又は類似性だけでなく、①先行宗教法人の名称の周知性の有無、程度、②双方の名称の識別可能性、③後行宗教法人において当該名称を使用するに至つた経緯、④その使用態様等の諸事情を総合考慮して判断すべきと判示して

いる。

最高裁は、このような理解の下に、上記諸要素を総合考慮して本件差止め請求を認めない、という判断を下したわけであるが、その際、上記諸要素のうち、①及び②の要素について、先行宗教法人の「天理教」の名称が周知のものであること、「天理教」の名称と後行宗教法人の「天理教豊文教会」の名称とが類似性を有し紛らわしいことを認めつつも、③及び④の要素を重視して、結論を下しているように思われる。

このような調整の仕方が適当かどうかを考えると、そもそも、宗教法人の「名称を冒用されない権利」が宗教法人のどのような利益を保護しようとしているのかを改めて問う必要がある。というのは、法人が「名称を冒用されない権利」を享有するというとき、個人にとつて氏名が「個人として尊重される基礎」であることから氏名権を認められるというのと同じ意味で、そのようにいうことができるのか疑問がないわけではないからである。この点、法人の名称保護の問題は個人の氏名権の問題とは別個に考えるべきだという見解が注目されるが、では、宗教法人の「名称を冒用されない権利」は宗教法人のどのような利益を保護しようとするものなのであろうか。

もし、「名称を冒用されない権利」が、後行宗教法人が先行宗教法人と同一の教祖を仰ぎ、類似の名称の下で宗教活動を行うことを拒否したいという、先行宗教法人（その信者）の宗教感情を保護しようとするものであれば、そこでいう「名称を冒用されない権利」の内実は、自衛官合祀拒否訴訟（最大判昭和六三年六月一日民集四二巻五号二七七頁）における宗教的人格権

の主張と類似することになる。この自衛官合祀拒否訴訟の最高裁判決に対しては、学説上批判も強いところであるが、一般論として言えば、最高裁が説いたように、純然たる私人同士の関係では、「自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに不快の感情を持つたとしても」、「かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、かえって相手方の信教の自由を妨げる結果となる」ことは、否定できないであろう。このことは、宗教法人の「名称を冒用されない権利」についても当てはまり、後行宗教法人によって類似の名称を使用されることに對する先行宗教法人の不快感のみを理由として後行宗教法人の名称使用を差し止めることはできないと解するべきであろう。

むしろ、最高裁の言葉を遣えば、「名称を冒用されない権利」によって保護されるべき利益というのは、自らの「名称の周知性を殊更に利用しようとするような不正な目的をもって同一又は類似の名称を使用」されないという利益である。「先行宗教法人の名称の周知性を殊更に利用しようとするような不正な目的」というのは、例えば、先行宗教法人の社会的信用を利用して一儲けしてやろうといった場合を指すものと推測されるが、最高裁は、「名称を冒用されない権利」によって保護される利益をこのように解するがゆえに、差止めの可否の判断に当たって、後行宗教法人が当該名称を使用するに至った経緯やその使用態様といった事情を重視することになったのであろう。

そして、本件の場合、後行宗教法人は新たに「天理教」の語

をその名称に冠したのではなく、その前身である「豊文宣教所」の設置から数えれば八〇年にわたって「天理教豊文」の名の下に活動してきており、また、先行宗教法人の名称の周知性を殊更に利用して収益事業を行うといった事情もなかったものであつて、そうした経緯・事情を考えれば、最高裁の判断は正当なものであつたと思われ。

このように、本件は、宗教団体の内部紛争に端を発する紛争の法律上の争訟性、宗教法人の宗教活動に伴う経済行為の性質及び宗教法人の名称使用の自由に係る問題について、興味深い素材を提供している判例であるということができよう。

本稿は、平成一八年六月一七日に開催された関西憲法判例研究会における報告に加筆・修正をしたものである。当日、多くの有益なご意見をいただいた先生方に、この場を借りてお礼を申し上げます。

- (1) なお、Xは、長野県知事による宗教法人規則認証処分について、文部科学大臣に審査請求を申し立てたが、この請求は平成一五年一〇月八日に棄却されている。また、同処分取消を求めた訴訟でも、その請求は棄却された(長野地判平成一六年一〇月二十九日判例自治二七二号二六頁)。
- (2) なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成一八年六月二日法律第四八号)第七条にも同様の規定がある。
- (3) このことは、宗教法人法の前身である宗教団体法(昭和一四年四月八日法律第七七号)及び宗教法人令(昭和二〇年一二月二八日勅令第七一九号)においても同様であつた。ただ、成立

には至らなかつたものの、第二次宗教法案(昭和二年)に宗教団体の名称の冒用に関する規定(第一四条)が設けられたことがある。

- (4) 大家重夫「氏名権について——判例による氏名、芸名、団体名称の保護——」久留米大学法学一六二一七合併号(平成五年)九九頁、一四二頁。
- (5) 渡部翁・逐条解説「宗教法人法(改訂版)」(ぎょうせい・平成四年)九〇頁。また、昭和二十九年一月二日民事甲四五号民事局長回答も参照。
- (6) 渡部・前掲書同頁のほか、中根孝司「新宗教法人法——その背景と解説——(第一法規、平成八年)三六五頁もみよ。
- (7) 昭和五二年七月一九日五二地文宗三。
- (8) 最三小判昭和四二年二月八日民集二〇卷二号一九六頁参照。
- (9) 板まんだら事件に関する最三小判昭和五六年四月七日民集三五卷三三四三頁を参照。
- (10) この点に関連して、板まんだら事件、蓮華寺事件及び日蓮正宗家長事件の型の処理をとることに對しては、「法秩序が一方ではおよそ人(もちろん宗教団体も含めて)に對して自力救済を禁止しながら、他方では解決の必要の高い具体的な法的紛争の解決を拒否すること」になるとして慎重を求める見解(例えば、佐藤幸治「現代国家と宗教団体」佐藤幸治『木下毅編・現代国家と宗教団体——紛争処理の比較法的検討——』(岩波書店、平成四年)一頁、四一頁)が有力であることに留意すべきである。
- (11) 不正競争防止法については、小野昌延編著・新・注解不正競争防止法(青林書院、平成一二年)、田村善之・不正競争法概説(第二版)(有斐閣、平成一五年)を参考にした。
- (12) 東京地判昭和三七年一二月二八日下民集二三卷一三三三九五頁。

- (13) 大阪地判昭和五五年三月一八日無休集二二卷一六五頁(少林寺奉養の普及事業)。
- (14) 大阪高決昭和五四年八月二九日判タ三九六号一三八頁(音楽文化の普及事業、大阪地決昭和五六年三月三〇日判時一〇二八号八三頁(日本舞踊の普及事業)、大阪地判平成七年九月二八日知的集二七卷三三〇頁(日本舞踊の普及事業)。
- (15) 東京地判平成一三年七月一九日判時一八一五号一四八頁。例え、原秀男「裁判所の審査権の限界——聖と俗の境界をめぐって——」自由と正義三五卷七号(昭和五九年)一〇二頁、一六頁。
- (16) 棚村政行「宗教団体への献金等について」宗教法一六号(平成九年)二一五頁、二三三頁及び二三七頁。
- (17) 棚村政行「霊感商法と民事責任——福岡献金訴訟判決の検討を中心として——」青山法學論集三六卷四号(平成七年)二頁、六頁。
- (18) 伊藤進「『不適切な取引行為』規制に関する都条例及び規則改正の概要」ジュリスト一〇六五号(平成七年)一四頁、一五頁は、東京都消費生活条例は霊感商法や霊視商法への適用を予定していると説明する。
- (19) 日本弁護士連合会「宗教的名目の各種資金獲得活動に関する実態と問題点」(一九九五年)も、このような立場に立つ。なお、これに反対する見解として、例え、桐ヶ谷章「『信教の自由と宗教活動の限界』宗教法一九号(平成一二年)三七頁、五〇頁をみよ。
- (20) この点、控訴審判決自身も、「宗教活動について競争を觀念することができて、それは、……市場経済の下における顧客獲得上の競争ないしこれに類する競争ではなく、不正競争防止法が公正の理念に基づいて規制しようとする競争には当たらない」と指摘している。
- (21) 齊藤博(判批)昭和六三年度重要判例解説(平成元年)七四頁、七六頁は、「氏名の呼称を氏名権の射程内で論ずる」べきだとする。
- (22) 竹田稔・ブライバシー侵害と民事責任(増補改訂版)(判例時報社、平成一〇年)二七六頁。また、加藤一郎編・注釈民法(19)債権(10)不法行為(有斐閣、昭和四〇年)一八一頁(五十風清執筆)もみよ。
- (23) 小林節(判批)判例評論三〇六号(昭和五九年)二〇三頁、二〇六頁。
- (24) 加藤編・前掲書一八六頁(五十風清執筆)、森泉章「法人・集団の人格権」伊藤正己編・現代損害賠償法講座2名譽・ブライバシー(日本評論社、昭和四七年)一一五頁、一一六頁。
- (25) 佐藤幸治・憲法(第三版)(青林書院、平成七年)四二六頁。
- (26) 竹田・前掲書同頁。
- (27) 自衛官合祀拒否訴訟については、どのような形で争うかは別にして、原告と隊友会又は護国神社との関係よりはむしろ、合祀申請行為における国(自衛隊山口地方連絡部)の関与を問題とする余地があるように思われる。例え、芦部信喜「自衛官合祀と政教分離原則——合祀拒否訴訟大法廷判決について——」法学教室九五号(昭和六三年)六頁、九頁は、多数意見が「地連の関与を過小に……評価」していることを問題視する。そのほか、芦部信喜ほか「自衛官合祀と信教の自由(鼎談)」ジュリスト九一六号(昭和六三年)四頁、六頁(芦部発言)、戸波江二「信教の自由と『宗教上の人格権』」法律のひろば一九八八年九月号二八頁、三〇頁、栗城壽夫(判批)昭和六三年度重要判例解説(平成元年)二二頁、二二頁、平野武(判批)民商法雑誌九九卷六号(平成元年)一〇九頁、一一五頁等も参照。